

令和 8 年度事業計画

方 針

令和 7 年度は、断酒会活動を妨げる要因もなく、年間を通じて各種行事が順調に実施された。会員一人ひとりの協力と地域断酒会の粘り強い取り組みにより、断酒会としての基盤が着実に強化された一年であった。

今年度は、第 3 期基本計画が閣議決定された後の初年度にあたる。断酒会はその議論に積極的に参画し、アルコール問題議員連盟やアル法ネットの支援を受けながら、関係者会議において自助グループとしての立場と要望を明確に伝えることができた。第 2 期基本計画では、全断連と専門医療機関が提案した「SBIRTS」が基本施策として明記され、行政・医療・自助グループの三者が顔の見える関係を築く重要性が強調されている。

理事長は、断酒会の理念と組織の持続性の両立について次のように言及している。

今回の会費改定については、各ブロックの皆様には多大なるご尽力をいただいた。特に、会費改定の議案について、理事の皆様、ならびに各地域の会員の皆様より厳しくも真摯なご意見を頂戴し、その重みを深く受け止めている。時に「出口の見えないトンネルに入ったようだ」と感じるほどの声もあり、組織運営の責任を痛感しているところである。

当初 5 年間の持続を見込んでいたものの、現状では 3 年の維持も難しい状況にある。理事長は「次の値上げは行わない」という強い決意を示し、率直かつ建設的な議論を求めている。私たちの究極の目標は、断酒会の必要とされない社会の実現にある。その理念を見据えつつ、全断連という組織を持続可能な形で存続させるためには、時代や会員数の変化に応じた見直しが不可欠であると認識している。大きな理念を掲げながらも、会員の皆様の声に誠実に向き合い、丁寧な説明と意義の発信を続けることが重要であると考えている。

これらの理事長の認識は、今年度以降の活動方針とも一致している。すなわち、行政が実施するアルコール相談事業や専門医療機関での院内例会への積極的な参加を通じ、地域の支援体制の一翼を担う主体として断酒会がより積極的に関わることが求められている。また、持続的な活動のためには、会員育成、組織運営の強化、地域との協働の深化など、断酒会内部の意識改革と組織的体力の向上が不可欠である。

さらに、各地方公共団体では都道府県推進計画の見直しと新計画の策定が進められており、加盟断酒会は地域の実情に応じた計画づくりに協力し、行政との連携をより強固にしていく必要がある。今年度以降も、第 3 期基本計画および厚生労働省の依存症対策に示されている「自助グループ支援」を最大限に活用し、社会から寄せられる期待と要請に応えることを重視する。断酒会が地域社会における回復支援の中核として、より確かな役割を果たしていくことが求められている。

1. 大会・研修会等の事業

(1) 全国大会の開催

開催にあたっては、十分な事前 P R に努め、会員のみならず広く一般の参加を呼びかける。

名 称 ： 第 63 回全国（兵庫）大会

開催日時： 令和 8 年 10 月 11 日（日）10：00～15：30

場 所 ： 兵庫県神戸市 神戸文化ホール

後 援 ： 厚生労働省、日本医師会、兵庫県、神戸市、他後援

以降、下記のとおり決定している。

第 64 回 北海道、第 65 回 三重県、第 66 回 四国ブロック、第 67 回 広島県、
第 68 回 九州ブロック、第 70 回 京都府

基本法に定める基本計画と都道府県推進計画及び厚労省依存症対策を勘案しつつ、地域行政を中心とする地域連携による共同企画と共同開催を進めていく。

(2) ブロック大会の開催

開催にあたっては、十分な事前 P R に努め、会員のみならず広く一般の参加を呼びかける。今年度は 9 ブロックでの開催を目指す。

北海道ブロック (小 樽)	令和 8 年 9 月 13 日 (日)
東 北ブロック (秋 田)	令和 8 年 6 月 14 日 (日)
関 東ブロック (東 京)	令和 8 年 6 月 7 日 (日)
北 陸ブロック (富 山)	令和 8 年 5 月 31 日 (日)
中 部ブロック (長 野)	令和 8 年 4 月 12 日 (日)
近 畿ブロック (三 重)	令和 8 年 9 月 20 日 (日)
中 国ブロック (倉 敷)	令和 8 年 4 月 19 日 (日)
四 国ブロック (高 知)	令和 8 年 4 月 5 日 (日)
九 州ブロック (福 岡)	令和 8 年 7 月 19 日 (日)

(3) 全断連セミナーの開催

名 称 : 第 39 回全断連セミナー

開催日 : 令和 8 年 9 月 26 日 (土) ～ 27 日 (日)

場 所 : 愛知県美浜自然の家

参加者 : 断酒会員・家族

テーマ : 「SBIRTS の実践と受け入れ体制の整備」

断酒会と医療・行政機関及び一般社会との連携を進められる資質を備えたリーダーの育成を研修の主目的とする。“SBIRTS の実践”を主テーマとする。分科会方式による全員参加型研修とする。

(4) ブロック研修会 (原則 1 泊 2 日) を例年どおり各地で開催

研修の内容に学習要素を加え、断酒会員の資質の向上に努める。

北海道ブロック

東 北ブロック (山 形)	令和 8 年 10 月 24 日 (土) ～ 25 日 (日)
北 陸ブロック (富 山)	令和 8 年 7 月 25 (土) ～ 26 日 (日)
中 部ブロック (長 野)	令和 8 年 11 月 7 (土) ～ 8 日 (日)
中 部ブロック (長 野)	令和 9 年 3 月 6 (土) ～ 7 日 (日)
中 国ブロック (鳥 取)	令和 8 年 11 月 14 (土) ～ 15 日 (日)
四 国ブロック (香 川)	令和 8 年 10 月 25 日 (日)

(5) 断酒学校（原則2泊3日）を下記のとおり開催

研修の内容に学習要素を加えることで、断酒会員の資質の向上に努め、広く一般社会に対する酒害啓発活動に資することを目的とする。

第55回大雪断酒学校	令和9年 休校
第9回関東ブロック断酒学校	令和8年 10月17日（土）～18日（日）
第28回近畿ブロック断酒学校	令和8年 11月13日（金）～15日（日）
第54回山陰断酒学校	令和8年 9月 5日（土）～6日（日）
第79回松村断酒学校	令和8年 5月9日（土）～10日（日）

(6) 市民公開セミナーの企画・推進

地域連携の推進により、地域行政はじめ関係諸機関の協力を得て、市民性の高い企画内容を目指す。

- ① 公益法人としての酒害啓発の最重点施策として、市民公開セミナーの開催をより一層促進する。行政を中心とした地域連携による共催化を進める。
- ② 断酒学校・ブロック研修会などにおいて研修された、アルコール問題を取り巻く社会問題、家族の学習、親子関係の学習、依存症に対する偏見解消等を断酒会、一般市民共通の課題として取り上げ企画する。

(7) 酒害啓発のためにアルコール関連問題啓発週間を最大限に活用

- ① 啓発週間における厚生労働省主催の啓発イベントの企画・運営に協力する。
- ② 断酒宣言の日記念、アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーンの継続と推進
地域行政との連携により、さらに規模の大きな、宣伝効果の高いキャンペーンの展開を図る。
- ③ 厚生労働省、警察庁はじめ、各地域の行政、警察、関係諸機関等との連携を図り、後援等の支援・協力を得ることに努める。
- ④ 啓発週間に合わせた、市民公開アルコール関連問題啓発フォーラムの全国展開を図る。

(8) SBIRTS 普及促進事業の展開を継続

昨年度も、平成30年度から全国展開している「SBIRTS 普及促進セミナー」に加えて、「全断連セミナーにおける SBIRTS 研修会」、「アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーン」を SBIRTS 普及促進活動に組み入れ、厚生労働省の民間団体支援補助金の対象事業として企画した。

厚生労働省が令和2年度に依存症対策として創設した「地域連携による依存症の早期発見・早期対応、継続的支援のためのモデル事業」に対応したものである。

今年度も SBIRTS の普及促進を最重要課題として、地域関係機関との顔の見えるネットワークの構築を推進し、新会員の増加に努める。

- ① 医療をはじめ地域の諸機関との交流、連携を通じて、断酒会への理解と信頼を高めるとともに、酒害者が入会しやすい環境を作るよう注力する。
- ② 行政機関や医療従事者との連携による SBIRTS の展開を図る。

アルコール依存症者が、行政による相談支援及び医療での治療から断酒会へスムーズに繋がれることを目指し、地域行政、医療従事者を対象とした「SBIRTS の普及促進セミナー」、全国7地域を目途に展開する。

厚労省の「依存症対策民間団体支援事業費補助金」を活用し、開催地域加盟断酒会に主管業務等の協力を要請する。

- ③ 全断連セミナーにおいて、断酒会員に SBIRTS の実践に関する研修会を実施し、新しい会員を受け入れるための会員個々の知見の向上と組織的体制の整備を図る。
- ④ アルコール関連問題啓発週間において、「地域連携によるアルコール依存症の早期発見・早期対応、継続支援」を訴え、社会に対しアルコール依存症治療に関する基本的な認識を啓発する。

2. 第3期アルコール健康障害対策基本計画が示す **断酒会への追い風**

「第3期アルコール健康障害対策推進基本計画」がまとまり、閣議決定された。

今回の計画には、断酒会の活動にとって大きな前進となる内容が数多く盛り込まれている。まず、自助グループが「回復支援の重要な資源」として明確に位置づけられ、医療機関や相談窓口からの紹介を強化する方針が示された。専門医療機関では、自助グループにつなぐための「手引き」を活用することが明記され、断酒会につながる機会が広がることが期待される。

また、家族支援の重要性が強調され、家族会の役割が政策として認められた。地域施策も市町村単位で進められる（相談窓口担当者への期待と責任が増す）ため、地域断酒会と行政との連携がより進みやすくなる。保健師、地域包括支援センター、学校、子ども家庭支援（ヤングケアラー）など、地域の多様な機関と協働する機会が増え、断酒会の活動が地域の支援体制の中に自然に組み込まれていくことが期待される。

断酒会の長年の実践が社会にとって欠かせないものであることを示すものである。仲間の回復を支え続けてきた断酒会の歩みが、国の政策を動かし、次の時代の支援体制を形づくる力となっている。

（1）厚生労働省依存症対策「民間団体の活動に対する支援」の有効活用

基本計画及び厚労省依存症対策に定める「依存症に取り組む民間団体の活動支援」の実施と充実に努める。

① 第3期基本計画と厚労省依存症対策の推進

- i) 全断連「アクション・プラン／基本法対策委員会によるアルコール健康障害対策の推進及び厚労省依存症対策活動の強化を推進する。

基本計画及び厚労省依存症対策について、各地域への周知と研修会等のリードを行い、都道府県推進計画と厚労省依存症対策の活用に向けた教宣活動に努める。

- ii) 加盟断酒会との連絡を強化する

各加盟断酒会と委員会との連絡を密にし、情報の共有化と連携活動の推進に努める。

- iii) 委員会と加盟断酒会の間で、基本計画に定める基本的施策及び厚労省依存症対策と断酒会活動の方向について、地域の実情に沿った有機的な関連づけを検討し、加盟断酒会の実践に結び付ける。

- iv) 全断連セミナー、ブロック研修会等全断連主催行事等の機会に、基本計画及び厚労省依存症対策に関する学習を行い、都道府県推進計画の実行及び厚労省依存症対策の推進に参画するための精神的、組織的体力の強化を図る。

② 都道府県推進計画の実行、推進に参画

都道府県において第2期推進計画の事業化実施に入っている。加盟断酒会に対し、各都道

府県における第3期推進計画策定においても、地域行政に協力することを求める。

- ③ 断酒会全体に基本計画の趣旨・内容、推進計画実施状況及び厚労省依存症対策の動向を周知
基本計画の実施状況、都道府県推進計画実施状況及び厚労省依存症対策の推進状況、活用状況を全断連機関紙等に掲載し周知する。
- ④ アルコール関連問題啓発週間を酒害啓発のため最大限に活用
 - i) 厚生労働省主催の啓発週間における啓発イベントの企画・運営に協力する。
 - ii) 断酒宣言の日記念、アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーンの継続と推進
地域行政との連携により、さらに規模の大きな、宣伝効果の高いキャンペーンの展開を図る。
 - iii) 厚生労働省、警察庁はじめ、各地域の行政、警察、関係諸機関等との連携を図り、後援等の支援・協力を得ることに努める。
- ⑤ アルコール問題議員連盟との連携
アルコール問題議員連盟幹事会と密接な連絡をとり、基本法及び厚労省依存症対策の進展状況及び問題点について意見交換を行い、必要に応じて議員連盟総会の開催を要請し、「民間団体の活動に対する支援」の充実を要請する。

(2) 第3期アルコール健康障害対策基本計画への対応

第2期基本計画は令和7年度をもって終了する。

全断連は、引き続き、自助グループ代表として、会議に参画し、当事者団体として意見具申を行ってきた。令和7年度末に第3期アルコール健康障害対策基本計画が閣議決定された。

第3期基本計画に明記された「重要な支援資源」、「家族支援の強化」、「地域施策の単位が市町村」、「医療との連携が強化」、「広報・広告の質向上」、「子ども・若者施策の強化」を十分に理解し、第3期基本計画に備える必要がある。

(3) 新しい酒害者の受け入れ体制の整備

第2期基本計画に全断連と専門医療関係者が提案してきた「SBIRTS」が基本的施策に明記され、第3期基本計画では自助グループが医療後の重要な患者支援資源として認められた。

断酒会は基本理念である「この世に一人の酒害者を残さない」ことを目指し、アルコール依存症者の受け入れ体制の整備に全力を集中する必要がある。

この活動を支えるためには、断酒会活動に向けた意識改革を進め、断酒会全体の精神的、組織的体力の強化を推進しなければならない。

① 会員意識の向上・強化

- i) 断酒会のリーダーに関する研修の強化を図り、その成果の全体への浸透を図る。
- ii) 全断連基準酒害相談研修講座の実施により、酒害相談のスキル習得のみならず、会員としての知見と意識の向上を図る。
- iii) ブロック研修会、断酒学校等に学習型プログラムを取り入れ、会員の意識と質の向上に努める。

②会員の裾野を広げ新会員の増加に努める

- i) こころの問題を抱えた者も対象とする居場所やコミュニティを提供する。
- ii) 昼例会を拡充し、夜間の活動に支障のある者に対応する。また、医療・行政機関からの出席を容易にして研修と交流の機会とする。
- iii) コロナ禍で培ったオンライン・ネットワークを拡充し、全国どこからでも参加できる例会を開催継続できるよう協力する。

③ 地域とのネットワークの構築を推進し新会員の増加に努める

SBIRTS の普及促進を最重要課題とする。

- i) 医療をはじめ地域の諸機関との交流、連携を通じて、断酒会への理解と信頼を高めるとともに、酒害者が入会しやすい環境を作るよう注力する。
- ii) 行政機関や医療従事者との連携による SBIRTS の展開を図る。

行政による相談支援及び医療での治療から断酒会へのスムーズなアルコール依存症者の移行を目指し、地域行政、医療従事者を対象とした「SBIRTS 普及促進セミナー」を全国 7 地域を目途に展開する。

厚労省の「依存症対策民間団体支援事業補助金」を活用し、開催地域加盟断酒会に主管業務等の協力を要請する。

(3) 社会資源としての責務遂行

社会資源としての活動は全て基本計画に定める基本的施策、厚労省依存症対策に直結することを意識し、行政をはじめとした諸機関との連携と支援を考慮しながら企画立案する。

① 酒害啓発事業の市民性を強化する。

- i) 全国大会、ブロック大会の地域行政との共同開催を促進する。
大会主管予定加盟断酒会に対し、当該地域行政への共催要請を促す。
- ii) 共感の得られる体験談を提供し、真の回復の姿を見せる。
- iii) 社会に対して、自助の殻にこもらない、自助から共助へ、そして社会貢献を目指す姿を示す。
- iv) 事前広報活動に注力し、連携諸機関はもとより広く一般社会からの参加を求める。

② 酒害相談の充実を図る

酒害相談は、断酒会の原点である。酒害相談を通じて、積極的に社会にアピールする必要がある。

- i) 酒害相談機会と場所の拡充を図る。
- ii) 基本計画で定められ、厚労省依存症対策に引き継がれた、地域における「相談拠点」の設置を目指し、具体化をめざす。

拠点におけるピアカウンセラーとして協力する。

- iii) 断酒例会を酒害相談の場として位置づける。

基本計画に定める「地域における自助グループの活動に対する支援提供」及び厚労省依存症対策に明記された行政による「断酒例会場の提供」を全国各地で実現することを目標に、各地域行政に対し、酒害相談の場として会場提供を求める。

酒害相談機会を設けた断酒例会運営を検討する。

iv) 酒害相談研修講座開設の推進。

酒害相談に対応できる人材の養成を目的に、社会全般にわたる研修講座を励行し、会員全体の知見の向上に努める。

③ アルコール関連問題に関わる政府の対策に協力継続

i) 常習飲酒運転問題対策協力の継続

山形・市原・加古川各刑務所での教育プログラム参加継続

要請があれば、その他地域にも拡大する。全断連出版物の無償提供等で支援する。

ii) 断酒宣言の日記念アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーンを継続

平成 20 年以来 18 年目。本年も継続を予定。

iii) 仮釈放・執行猶予期間中の保護観察対象者の教育プログラムに協力

各地域で継続する。

3. 啓発・普及・宣伝事業

(1) 機関紙「かがり火」を隔月に発行する

(2) 「躍進する全断連」を発行する

断酒会活動の全貌を把握する年報として、また外部に対する広報誌として活用する。

(3) 断酒会現況調査

令和 8 年 4 月 1 日現在の断酒会活動状況と会員の動向調査を実施する。

(4) 全断連ホームページのメンテナンス

ホームページの更新、見直しを行い、一般からのアクセスに応える。

携帯からのアクセス用のホームページも同様に整備する。

(5) 関連団体・外部講演会・外部出版物への参画

酒害の啓発機会に参画する。

4. その他

(1) 精神保健福祉全国大会他関連団体主催の行事への参加

第 73 回精神保健福祉全国大会

(場所) 富山県富山市 富山県民会館

(日時) 令和 8 年 10 月 2 日 (金)

主催 厚生労働省、公益社団法人日本精神保健福祉連盟

(2) 全国社会福祉協議会「社会福祉主事」通信講座受講者の募集停止

○令和 8 年度全断連会議予定

令和 8 年度に予定している全断連の会議は以下のとおりです。

臨時理事会	令和 8 年 4 月 19 日 (日)	(書面表決を予定)
-------	---------------------	-----------

臨時理事会	令和 8 年 6 月 20 日 (土)	航空会館ビジネスフォーラム 新橋
-------	---------------------	------------------

全国評議員会	令和 8 年 6 月 20 日 (土)	航空会館ビジネスフォーラム 新橋
--------	---------------------	------------------

第 16 回社員総会	令和 8 年 6 月 21 日 (日)	航空会館ビジネスフォーラム 新橋
教宣部会	令和 8 年 6 月 21 日 (日)	航空会館ビジネスフォーラム 新橋
総務部会	令和 8 年 6 月 21 日 (日)	航空会館ビジネスフォーラム 新橋
定例理事会	令和 8 年 7 月 11 日 (土)	オンライン
総務部会	令和 8 年 7 月 11 日 (土)	オンライン
教宣部会	令和 8 年 7 月 11 日 (土)	オンライン
アクション・プラン／基本法対策委員会		
	令和 8 年 7 月 11 日 (土)	オンライン
教宣部会	令和 8 年 9 月 26 日 (土)	愛知県美浜自然の家
定例理事会	令和 9 年 3 月 20 日 (土)	未定